

和歌山市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、新たに結婚した者に対し、予算の範囲内において和歌山市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 婚姻届を提出し受理された日（以下「婚姻日」という。）が、第6条の規定による申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの日である夫婦が属する世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻に伴い住居を取得し、又は賃借する際に要した費用のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該住居（建物に限る。）の購入費
 - イ 当該住居の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) 継続補助対象世帯 申請年度の前年度に補助金の交付決定を受けた夫婦の属する世帯であって、申請日時点で同一の住居に居住しており、申請年度の前年度に交付された補助金の額が上限額に達しなかったものをいう。
- (5) 交付資格認定世帯 婚姻日が、第8条第1項の規定による申請を行う日の属する年度（以下「交付資格認定申請年度」という。）の前年度の1月1日から交付資格認定申請年度の3月31日までの日である夫婦が属しており、かつ第8条第2項の規定による交付資格認定（以下「交付資格認定」という。）を受けた世帯
(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において夫婦のいずれもが、ともに本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申請時において夫婦のいずれもが、ともに申請に係る住居に居住していること。
- (3) 婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- (4) 申請年度の所得証明書により確認することができる夫婦の所得を合算した金額が、5,000,000円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から、当該所得に係る年に返済した当該貸与型奨学金の額を控除する。
- (5) 夫婦のいずれもが過去に内閣総理大臣通知による結婚新生活支援事業費補助金交付要綱、本要綱を含む地域少子化対策重点推進交付金交付要綱等による金銭の給付を受けて実施する地方公共団体の事業に基づく補助を受けていないこと。
- (6) 申請に係る住居費について、地域少子化対策重点推進交付金と併用が認められていない国

の制度による金銭の給付を受けていないこと。

(7) 世帯構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団（次項第3号において「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 世帯構成員に本市の徴収金（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する本市の徴収金をいう。次項第4号において同じ。）に係る滞納がないこと。

2 補助金の交付を受けることができる継続補助対象世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 申請時において夫婦のいずれもが、ともに本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 申請に係る住居費について、地域少子化対策重点推進交付金と併用が認められていない国の制度による金銭の給付を受けていないこと。

(3) 世帯構成員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 世帯構成員に本市の徴収金に係る滞納がないこと。

3 補助金の交付を受けることができる交付資格認定世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 申請時において夫婦のいずれもが、ともに本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 申請時において夫婦のいずれもが、ともに申請に係る住居に居住していること。

(3) 申請に係る住居費について、地域少子化対策重点推進交付金と併用が認められていない国の制度による金銭の給付を受けていないこと。

(4) 世帯構成員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 世帯構成員に本市の徴収金に係る滞納がないこと。

(6) 交付資格認定申請年度にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度の4月1日から翌年3月31日までの間で婚姻後に夫婦のいずれかが支払った住居費及び引越費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、住居費のうち、住居の賃借に要した費用の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 賃料及び共益費が月払いの場合にあっては、3月分（継続補助世帯が前年度に交付を受けた補助金の対象となった月がある場合にあっては、3月からその月数分を減じた月数分）を上限とする。ただし、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割りの日数にかかわらず1月分とみなす。

(2) 住居の賃貸借契約書等で婚姻を前提に賃借したことが分かる場合にあっては、婚姻前に支払った費用（婚姻日から起算して1年以内に賃借した住居に係る費用に限る。）を補助対象経費とすることができる。

(3) 勤務する事業所等から住居に係る手当等が支給されている場合にあっては、当該手当等の額を控除した額を補助対象経費とする。

3 第1項の規定にかかわらず、住居費のうち、住居の購入費の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻日より前に取得した住居にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住居に係る購入費を補助対象経費とする。
 - (2) 住居を購入又は新築した費用と当該費用のための借入金、いずれかのみを補助対象経費とする。
 - (3) 住宅を購入又は新築した費用のための借入金については、返済手数料や金利は補助対象経費としない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、引越費用は、地方運輸局から貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の貨物自動車運送事業の許可を受けた事業者に対する支払いのみを補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は次の各号に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定める額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 婚姻日における夫婦双方の年齢が29歳以下 600,000円
 - (2) 婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下 300,000円
- 2 継続補助対象世帯に対する補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は次の各号に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定める額から前年度に交付を受けた額を減じて得た額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 婚姻日における夫婦双方の年齢が29歳以下 600,000円
- (2) 婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下 300,000円

（交付の申請等）

第6条 規則第3条の規定による申請は、新婚世帯又は交付資格認定世帯の場合にあっては和歌山市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号）、継続補助対象世帯の場合にあっては和歌山市結婚新生活支援補助金交付申請書（継続分）（別記様式第1号の2）によるものとする。

2 規則第3条の規定による申請においては、市長は、事業計画書及び収支計算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、新婚世帯、又は交付資格認定世帯の場合にあっては、次に掲げる書類とする。

- (1) 和歌山市結婚新生活支援事業誓約書（別記様式第2号）
- (2) 婚姻届受理証明書又は戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）
- (3) 夫婦双方の申請年度における所得証明書（市区町村が発行する当該者の所得を証明するものをいう。）
- (4) 住宅を賃借し、夫婦のうち勤務先から住宅手当を受給している者がある場合は、当該者の住宅手当支給証明書（別記様式第3号）又は給与明細書等（住宅手当の支給額が分かるものに限る。）の写し、当該住居の賃貸借契約書の写し及び当該住居費に係る領収書等
- (5) 住宅を賃借し、夫婦のうち勤務先から住宅手当を受給していない者がある場合は、当該者につき次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げるもの

ア 給与所得者 住宅手当支給証明書（別記様式第3号）又は住宅手当不支給申告書（別記様式第4号）及び給与明細書等（住宅手当の支給額が分かるものに限る。）の写し、当該

住居の賃貸借契約書の写し並びに当該住居費に係る領収書等

イ 給与所得者でないもの 住宅手当不支給申告書（別記様式第4号）、当該住居の賃貸借契約書の写し及び当該住居費に係る領収書等

（6）住居を購入した場合は、当該住居の売買契約書の写し及び当該住居費に係る領収書等

（7）住居を新築した場合は、当該住居の請負契約書の写し及び当該住居費に係る領収書等

（8）勤務先が借り上げる住居に居住している場合は、勤務先を証明する社員証等の写し

（9）引越費用について申請する場合は、引越費用の領収書等

（10）第3条第4号ただし書に規定する貸与型奨学金の返済による所得の控除をする場合は、当該貸与型奨学金の返還証明書等又はその写し

4 交付資格認定世帯が第1項の規定による申請をするときは、前項第2号、第3号及び第10号に掲げる書類の添付を省略することができる。

5 規則第3条の市長が必要と認める書類は、継続補助対象世帯の場合にあっては、次に掲げる書類とする。

（1）和歌山市結婚新生活支援事業誓約書（継続分）（別記様式第2号の2）

（2）住宅を賃借し、夫婦のうち勤務先から住宅手当を受給している者がある場合は、当該者の住宅手当支給証明書（別記様式第3号）又は給与明細書等（住宅手当の支給額が分かるものに限る。）の写し、当該住居の賃貸借契約書の写し及び当該住居費に係る領収書等

（3）住宅を賃借し、夫婦のうち勤務先から住宅手当を受給していない者がある場合は、当該者につき次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げるもの

ア 給与所得者 住宅手当支給証明書（別記様式第3号）又は住宅手当不支給申告書（別記様式第4号）及び給与明細書等（住宅手当の支給額が分かるものに限る。）の写し、当該住居の賃貸借契約書の写し並びに当該住居費に係る領収書等

イ 給与所得者でないもの 住宅手当不支給申告書（別記様式第4号）、当該住居の賃貸借契約書の写し及び当該住居費に係る領収書等

（4）住居を購入した場合は、当該住居の売買契約書の写し及び当該住居費に係る領収書等

（5）住居を新築した場合は、当該住居の請負契約書の写し及び当該住居費に係る領収書等

（6）勤務先が借り上げる住居に居住している場合は、勤務先を証明する社員証等の写し

（7）引越費用について申請する場合は、引越費用の領収書等

6 規則第3条の規定による申請があったときは、市長は規則第12条の規定による報告を省略させるものとする。

（交付の決定及び確定の通知等）

第7条 市長は、規則第6条の通知及び規則第13条の通知は、和歌山市結婚新生活支援補助金交付決定及び確定通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとしたときは、和歌山市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付資格認定の申請）

第8条 交付資格認定を受けようとする者（次項及び第3項において「交付資格認定申請者」という。）は、申請年度内に和歌山市結婚新生活支援事業補助金交付資格認定申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

（1）婚姻届受理証明書又は戸籍の全部事項証明証（戸籍謄本）

(2) 夫婦双方の交付資格認定申請年度における所得証明書（市区町村が発行する当該者の所得を証明するものをいう。）

(3) 第3条第4号ただし書に規定する貸与型奨学金の返済による所得の控除をする場合は、当該貸与型奨学金の返還証明書等又はその写し

2 市長は、前項の申請があった場合は、交付資格認定申請者が第3条第1項第3号及び第4号（この場合において、同号中「申請年度」とあるのは、「交付資格認定申請年度」と読み替えるものとする。）のいずれにも該当すると認めたときは、交付資格を認定する。

3 市長は、前項の規定により交付資格を認定することを決定した場合は、和歌山市結婚新生活支援事業補助金交付資格認定通知書（別記様式第8号）により、認定しないことを決定した場合は和歌山市結婚新生活支援事業補助金交付資格不認定通知書（別記様式第9号）により交付資格認定申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 規則第15条の補助金等交付請求書は、和歌山市結婚新生活支援補助金請求書（別記様式第10号）によるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月27日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし附則第2項の改訂規定は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

この要綱による改正後の和歌山市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月27日から施行する。